

基本理念

計画目標

施策体系

主な取組状況等

重点取組

安心して暮らすかたにいきいきと暮らせるまち堺

老後の安心を支える

すこやかに暮らす

いきいき暮らす

**地域包括ケアシステムの基盤整備**  
 ・在宅生活を支援する地域包括支援センターの充実  
 ・地域密着型サービスの整備  
 ・利用者の状況（状態）に応じた在宅サービスの基盤の充実  
 ・医療と介護の連携強化  
 ・在宅ケアのための多様なサービス基盤の充実  
 ・家族介護者への支援の充実

**認知症対策の推進**  
 ・関係機関が連携した認知症高齢者への支援体制の充実  
 ・認知症対応における専門性の向上と連携への支援  
 ・サービス提供の充実  
 ・認知症予防活動の充実  
 ・認知症に関する啓発と認知症サポーター等の養成

**高齢者の権利擁護**  
 ・高齢者虐待防止ネットワークの一層の充実  
 ・成年後見制度等の活用に向けた体制の充実

**高齢者の住まいの整備**  
 ・介護保険施設等の適正な整備  
 ・ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の整備  
 ・良質なサービス付き高齢者向け住宅の確保  
 ・住宅改修等の推進

**介護サービスの質の向上と円滑な利用**  
 ・介護保険制度に関する啓発、相談、苦情対応等の一層の充実  
 ・これからの福祉・介護サービスを担う人材の確保  
 ・事業者への指導、研修機会等の充実  
 ・介護給付適正化事業の推進 ・費用負担への配慮

**健康づくりの支援**  
 ・高齢者の視点に立った健康づくりメニューの充実と普及啓発  
 ・地域に根ざした健康づくりの実践の促進

**介護予防の充実**  
 ・介護予防の地域展開と基盤整備  
 ・介護予防対象者への適切なサービスの提供  
 ・事業評価の実施  
 ・要支援認定者への介護予防サービスの提供

**高齢者の社会参加と生きがいのづくりの支援**  
 ・情報提供ときっかけづくり等の充実  
 ・地域活動や生涯学習、生きがいのづくり等の一層の充実  
 ・学習成果を地域の中で活用できる場づくり

**高齢者にやさしいまちづくり**  
 ・都市環境のバリアフリー化の推進、ユニバーサルデザインの一層の普及促進  
 ・災害時における要援護者支援体制の一層の充実

・平成25年度から地域包括支援センターの自己評価を実施してきたが、平成27年度は平成26年度を評価期間とし、市による評価を行った。その結果、地域包括支援センター及び基幹型包括支援センターの全てが市の求める水準に達していた。  
 ・在宅医療と介護の連携については、平成26年度から関係機関から意見等を聞き、今後の方向性等を検討してきたが、平成27年度も引き続き関係機関と意見交換し、具体的な施策について検討を進めている。  
 ・家族介護者への支援では、平成27年度から「さかいお節介士」の養成に取り組んでいる。

・認知症対策については、市民啓発のほか医師や介護職等の対応力向上、地域における支援ネットワークの構築などに取り組んできた。平成26年度には認知症対策にかかる所管を長寿社会部にまとめ、堺市認知症ケアシステム懇話会を設置し、体系的に認知症対策を進めている。同懇話会での議論を踏まえ、平成27年度6月には、堺市版認知症ケアパス（一般向け）を作成・配布し、また、平成28年1月には認知症初期集中支援チームを設置とともに、認知症カフェの登録を開始する。

・平成25年4月に権利擁護サポートセンターを開設し、権利擁護や成年後見制度の相談・支援、市民後見人の養成及び支援等を行っている。市民後見人の受任件数が少ないため、今後は、家庭裁判所に市民後見人の活動促進の働きかけを行うとともに、市民後見人バンク登録者のモチベーションを維持できるよう、バンク登録者研修の内容を充実させる。

・平成25年度からサービス付き高齢者向け住宅への立入検査を実施しており、登録内容と相違があるなど課題がある場合は、事業者に改善を要請している。  
 ・サービス付き高齢者向け住宅が増加している中、質を確保するために、定期的な立入検査を行うなど、効果的な手法を検討していく。

・事業者への指導、介護給付適正化事業について、引き続き取り組みを行う。  
 ・平成24年度から実施している介護人材確保・育成支援事業では、雇用のマッチング事業だけでなく、介護業界への入職希望者を増やすために、介護事業者自らが職場環境の改善に取り組むことを支援している。また、平成27年度は、入職者の定着を図るため、入職1年目の職員に対して研修を実施している。

・平成25年度に、堺市健康増進計画「健康さかい21(第2次)」を策定した。  
 ・市民の健康格差の是正・健康寿命延伸のためには、健康への関心が低い層への働きかけが必要であり、多機関および市民協働による基盤づくりなど重点的に取組む。  
 ・地域の健康づくり自主活動グループは、ライフステージの課題に応じたグループ育成・支援が必要となっており、各種事業と連動し、幅広い年代層へ活動が広がるよう取組を進める。

・平成23～25年度の3年間で対象者全てに基本チェックリストによる判定を行い、今後は、地域包括支援センター等と連携し、より多くの高齢者が介護予防事業につながるよう努める。  
 ・介護予防教室は、平成27年度から、多くの方が参加できる事業内容とするため、認知症予防を中心とし、口腔ケアやお口の体操、食生活のアドバイスを組み合わせた複合型の介護予防教室を実施している。

・高齢者の社会参加や生きがいのづくりの支援、地域活動等への誘導に取り組んでいるが、高齢者の価値観の多様化もあり、参加者のすそ野拡大や地域活動への誘導が課題となっている。  
 ・地域包括ケアが推進される中、高齢者の社会参加を促進するためにも、市民を地域活動等へ結びつける支援策は今後ますます重要であり、市民がボランティア活動を積極的に行える仕組みづくりに努めている。

・地域の避難支援の取り組みを進めるため、民生委員児童委員の協力により、災害時要援護者訪問調査を継続的に実施している。  
 ・地域での共有について、本人の同意が得られた方の名簿を平常時の見守り活動や災害時の安否確認活動などに活用し、自助・共助の仕組みづくりに努めている。

**地域包括支援センターの機能強化**  
 ・地域包括支援センターの体制強化  
 ・権利擁護機能の充実  
 ・地域におけるネットワークの強化

**在宅生活を支える医療・介護サービスの充実強化**  
 ・緊急時対応・夜間対応体制の強化  
 ・家族介護者支援の強化  
 ・介護事業者の支援と介護人材の確保  
 ・在宅医療の充実と介護との連携

**認知症対策の推進**  
 ・ネットワークを活用した地域での支援の強化  
 ・医療面での支援の強化と介護サービスの充実  
 ・認知症に関する啓発の促進

**権利擁護支援システムの構築**  
 ・権利擁護に係る専門的支援の強化  
 ・成年後見制度利用への支援

**生きがいのある生活の支援**  
 ・高齢者の外出支援と社会参加の促進  
 ・高齢者の地域活動の促進  
 ・情報提供の充実と情報活用力向上の支援